

司法試験委員会会議（第155回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和2年1月31日（金）10:00～11:15

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員）畝本直美，大沢陽一郎，太田秀哉，佐伯仁志，高橋美保，長谷部由起子
村田涉（敬称略）

○ 令和元年司法試験検証担当考査委員 小林康彦

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

濱克彦人事課長，大久保仁視試験管理官（幹事兼任），阿波亮子人事課付

4 議題

- (1) 司法試験委員会委員長及び委員長代理の互選について（協議）
- (2) 令和元年司法試験の検証結果について（報告・協議）
- (3) 令和2年司法試験・司法試験予備試験の実施について（協議）
- (4) 令和2年司法試験の出願状況について（報告）
- (5) 令和2年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- (6) 令和元年12月25日及び令和2年1月16日実施に係る幹事会における協議について（報告）
- (7) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

資料1 令和2年司法試験試験場（官報公告案）

資料2 令和2年司法試験の出願状況について（速報値）

資料3 令和2年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿

6 議事等

- (1) 司法試験委員会委員長及び委員長代理の互選について（協議）

○ 委員の互選により，佐伯仁志委員が委員長に選任された。

○ 委員の互選により，村田涉委員が委員長代理に選任された。

- (2) 令和元年司法試験の検証結果について（報告・協議）

平成30年8月3日付け司法試験委員会決定「司法試験の方式・内容等の在り方について」に基づき選任された検証担当考査委員による令和元年司法試験の検証の方法・過程及び結果について，検証担当考査委員から報告がなされ，これを踏まえて協議を行った。

ア 検証担当考査委員からの報告の概要

○ 検証の方法・過程

考査委員20名（研究者委員15名，実務家委員5名）が検証担当考査委員として選任され，令和元年12月，必須科目部会と選択科目部会に分かれてそれぞれ検討・協議を行った。

両部会においては，論文式試験の出題，出題の趣旨及び採点実感の在り方等に関する意見交換を行うとともに，必須科目部会においては，短答式試験の出題に関する意見交換を行うのに加え，論文式試験の出題に関し，法科大学院協会及び日本弁護士連合会から10名の研究者・実務家が参加し，法科大学院協会司法試験等検討委員会による「令和元年度司法試験に関するアンケート調査結果報告書」及び日本弁護士連合会法科大学院センターによる司法試験分析資料の二つの外部評価も踏まえ，質疑応答及び意見交換を行った。

○ 検証の結果

- ・ 短答式試験については，問題文の字数・頁数等の分量や設問ごとの正答率等の難易度において近年の短答式試験とほぼ同水準であり，合計点の平均点についても同様に高い水準を示し，外部からも総じて高い評価を得るなど，いずれの科目についても基本的知識を問う出題傾向で安定しており，引き続き，基本的知識を問いつつも受験者の能力を適切に識別し得るとの出題方針を継続することが望ましいとされた。
- ・ 論文式試験については，前年の試験の検証を踏まえ，問題作成に当たり一層の工夫がなされ，全体として高評価を得たところであるが，引き続き，他の科目分野における工夫やその成果のうち特に有用なものを参考にすることで，受験者に対して過度に事務処理能力を求める結果とならないよう，問題文，資料，設問の分量について十分に配慮しつつ，受験者の事例解析能力，論理的思考力，法解釈・法適用能力等を適切に判定することができるよう工夫することとされた。
- ・ 出題の趣旨及び採点実感については，引き続き，出題の趣旨・採点実感を公表を通じて，受験者の学習の指針となるような必要十分な情報発信に努めることとされた。
- ・ そのほか試験の在り方全般について意見交換を行った上，今回の検証結果を今後の司法試験に適切に反映させるとともに，今後とも司法試験が適正に実施されるよう，検証方法にも工夫を加えながら検証を継続していくことが有用であるとの認識で一致した。

イ 当委員会における協議の結果

上記報告を踏まえて協議が行われ

- 検証担当考査委員による検討・協議を傍聴したが，検証においては，各科目分野特有の課題がありつつも，互いに参考にすべきところが大いにあり，それらが科目横断的にしっかりと共有されていた。今回の検証結果が今後の司法試験に具体的に反映されることが望まれる。

などの意見が述べられた。

協議の結果，検証結果を速やかに司法試験考査委員に伝えるとともに，今後も検証を継続していくことが有用であるとの認識で一致した。

(3) 令和2年司法試験・司法試験予備試験の実施について（協議）

- 司法試験法第7条に基づく令和2年司法試験の場所の公告は，資料1のとおりとする

ことが了承された。

- 令和2年司法試験・司法試験予備試験用法文に登載する法令について協議が行われた。

(4) 令和2年司法試験の出願状況について（報告）

- 事務局から、令和2年司法試験の出願状況について資料2のとおり報告された。

(5) 令和2年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）

- 令和2年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として、資料3記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(6) 令和元年12月25日及び令和2年1月16日実施に係る幹事会における協議について（報告）

- 幹事からの報告内容

令和元年7月3日開催の司法試験委員会において設置が決定された幹事による第5回幹事会が、幹事全員の出席により、同年12月25日に開催されたので報告する。

第5回幹事会では、第4回幹事会の結論、すなわち、司法試験の実施時期としては「7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃説」を採用すべきとの結論を前提として、更に実施時期を絞るための検討を行った。

最初に、一案として、幹事から、以下のような理由に基づき、8月下旬から9月上旬に試験を実施することが適切である旨の意見が出された。

- ・ 法科大学院の前期授業が7月中旬頃から7月末頃に終了し、前期試験が概ね8月上旬頃まで実施されていることからすれば、7月上旬から8月上旬にかけての時期に試験を実施すると、法科大学院3年次前期の教育に重大な影響を及ぼす。クォーター制の採用や3年次前期のカリキュラムの工夫等により、7月上旬までに十分な教育を終了させることが可能であるという意見があるが、すべての法科大学院において対応可能かどうかについては疑問がある。法科大学院協会は、平成30年9月15日の臨時理事会において、司法試験の実施時期について、3年次の可能な限り遅い時期（法科大学院の授業が概ね終了してから）又は3年次の夏休み中（3年後期を法科大学院らしい教育の機会として確保する）の実施を法務省に求めることを対応方針の一つとしている

採点の対象となる論文式答案の通数はピーク時の約6割に減少しており、採点者を増員するとともに、採点期間短縮のための最大限の努力を行うことで、以下のように現行の試験実施期間を短縮することができるのではないか

試験最終日から短答式成績発表日までを現行の日数から7日間

短答式成績発表日から論文式答案採点開始までを現行の日数から7日間

論文式答案の採点期間を現行の日数の約半分の日数

このように短縮すれば、8月下旬から9月上旬の実施は、司法試験の実施に関わる者の負担という観点からも全く無理のないものとなるように思われる

なお、司法試験のための最低限の準備期間の確保の観点から、3年次の前期末試験は9月に入ってから行うこととすべきで、それは物理的に可能である。また、試験実施期間の短縮により、司法試験の合格発表を10月頃にすることができ

ば、3年次後期の授業が始まって間もない時期であるため、司法試験の合否を踏まえて後期の履修登録を取り消すことができる余地もあることなどから、3年次後期への影響を少なくすることが可能である

この意見に関し、事務局から、現行の司法試験実施スケジュールのうち、試験の実施から論文式答案採点開始までの期間の具体的な作業状況について、例えば、全国の試験会場から回収された答案の具体的な確認作業の内容、厳正・公平な採点を制度的に担保するために採点用答案の徹底した匿名化が行われていることやその作業内容等、多くの非公開情報を含む具体的かつ詳細な説明が行われた上、司法試験の実施から（開始日から）論文式答案の採点開始までの期間を現行の約35日間から短縮することは極めて困難であることや、2～3日間であれば短縮できる可能性があるものの、その場合には不測の事態への対応が困難であること等の説明が行われた。

また、事務局からは、採点期間短縮の可能性を検討する前提として、厳正・公平な採点を制度的に担保するための採点実施体制上の工夫や、厳正・公平な採点を実施するための審査委員による取組の具体的な状況、選択科目を中心に採点担当審査委員確保が困難な状況にあること等について、多くの非公開情報を含む具体的かつ詳細な説明が行われた。

採点期間の短縮に関しては、幹事から、

- ・（審査委員を務めた経験等から、採点実施の具体的な状況を紹介の上）採点用答案を受け取ってから本格的な採点開始までには2週間程度必要であり、この期間を削ぐことは不適切である

実質的な採点期間は約1か月であるところ、これを3週間程度に縮めることは可能かもしれないが、2週間にまで縮めることは、不測の事態に対処することができない等の弊害を伴うと考えられるため、強い懸念を覚える

問題作成から関与している審査委員と採点の段階から参加する審査委員との採点基準の共有等、公正・公平な採点を安定的に行う観点から、採点を担当する審査委員を大幅に増やすことには大きな問題がある

- ・（同様に、審査委員を務めた経験等から、採点実施の具体的な状況を紹介の上）個人的な感覚としては、1日20通から30通を採点するのが限界である。実質的な採点期間として、2週間では厳しいが、3週間あれば何とかできるのではないかと
- ・（同様に、審査委員を務めた経験等から、採点実施の具体的な状況を紹介の上）集中して採点のみを行い、それ以外の業務は行わない期間として11日間は必要だった。本来業務等との関係でそのような集中して採点に取り組める期間をどこで確保するかという調整も考慮すると、採点期間としては、もっと長い期間が確実に必要である
- ・ 1か月くらいは採点期間として確保し、その中で、各審査委員が各自の都合に合わせて、10日から2週間程度の集中して採点する期間を設定するのが妥当なのではないか。この10日から2週間程度という期間を、特定の時期に固定してしまうと、採点の引き受け手がなくなってしまうのではないかと

等の発言があった。

また、いわゆるクォーター制の採用や法科大学院協会の臨時理事会及び総会で確認された対応方針については、幹事から、

- ・ これまでも「クォーター制」という言葉を使ってきたが、正確に言えば、「3年次前期のみクォーター制的に運用する」あるいは「3年次前期のみ変則的な授業時間を組む」という趣旨である。また、3年前期のみ完全にクォーター制的に運用することの可能性について発言があったが、法科大学院としてカリキュラム編成等に大変な努力が必要となるものの、できるかできないかでいえば、できると考えている。現に、法科大学院の臨時理事会においてクォーター制が話題になったが、クォーター制を採用できないと述べた理事は1人もおらず、明確に採用可能であると述べた法科大学院が2校あった。最も抑制的な意見でも、更なる検討が必要であるものの個別的に対応できる余地はあるというものであった。もっとも、未修者の学生にとってはカリキュラムに対応するのが厳しいとの意見も出された。なお、理事会には大規模校から小規模校まで20校を超える法科大学院から参加している

また、御指摘の法科大学院協会臨時理事会及び総会において、司法試験の実施時期につき、「3年次の可能な限り遅い時期」か「3年次の夏休み中」のいずれかとすることを求めることとされたが、当時の検討に当たっては、純粋に、法科大学院教育への影響のみを考えており、この幹事会において、そのほかの考慮要素とされた、法改正の趣旨や実現可能な試験実施スケジュールといった観点を踏まえた検討は行われていないと認識している。私としては、法科大学院教育に対する影響は大変に重要な考慮要素であるものの、司法試験の実施時期を決めるに当たっては、それ以外の考慮要素も踏まえ、総合的に判断する必要があると考えている

との意見が出され、この点に関連して、幹事から、法科大学院35校の学事暦の概要、すなわち、前期及び後期の授業開始日や終了日、期末試験の開始日や終了日、履修登録の期限等が紹介されるとともに、

- ・ 各校が置かれている状況は、法科大学院の規模や在学中受験が想定される学生の規模等によって様々であると認識しており、そのようなことから、文部科学省としても、全法科大学院の学事暦を調査したり、小・中規模や地方校を含めて複数の法科大学院から意見を伺うなどして、丁寧に状況を把握するよう努めているところ。現状、大多数の法科大学院において、7月下旬頃までに授業を行った上で8月上旬頃までに期末試験を実施し、9月の中下旬頃から後期の授業が開始されていることに鑑みれば、司法試験の実施が夏のいずれの時期になったとしても、学事暦について何らかの見直しを検討することになる法科大学院が多いのではないかと考えられる。このことは、7月実施であろうと、8月実施であろうと同じ課題が生じると思われる。その場合、例えば、前期のみ前半に授業を集中させることや、いわゆるクォーター制の導入などは一つの選択肢であると考えられる。なお、教員の確保が困難で導入が難しいのではないかという話も聞く一方、複数の法科大学院では新たに導入を検討しているという話も聞いている

また、3年次前期について仮にクォーター制を導入した場合、第2クォーターの時期は、試験の実施が早ければその期間中に司法試験を受験することになり、試験の実施が遅くても司法試験の直前期ということとなるので、いずれにしても在学中合格を目指す学生との関係では、この時期のカリキュラムをどう編成するか等の検討が重要となる。この点、在学中合格を目指す学生が比較的少ないこと

が想定される法科大学院の中には、通常の授業科目に加えて在学中合格を目指す学生のみを対象とした科目を開設することが困難で悩ましい状況にあるという話も伺っているが、他方で、在学中合格を目指す学生が多いと想定している法科大学院を中心として、司法試験に対応した科目を配置したり、論述能力の育成に比重を置いた科目を配置するなどの工夫をすることを検討している法科大学院もあると承知している

それぞれの法科大学院において、どのような形で課題を克服できるかについては、カリキュラムの編成を工夫したり、カリキュラムの受講の仕方として、例えば、他の法科大学院の授業を履修したり、既修1年目や法曹コース在籍中に先取りで履修したりということも考えられ、その際、ICTを活用した遠隔授業のような形式で行うことも含め、文部科学省としても、法科大学院協会とも協力しながら、採り得る対応方法を整理するなどして対応したい

司法試験の実施時期については、実施に関わる者の負担や、法改正の趣旨といった他の考慮要素も踏まえて決定されるものと承知しているが、法科大学院教育の観点からは、今述べたような様々な法科大学院の状況も踏まえる必要がある

また、法科大学院からは、在学中受験に向けた各校の準備期間の確保という観点から、少しでも早く実施時期を決定してほしいという声を聞いており、この点にも十分に配慮する必要がある

との発言があった。

そして、司法試験の実施時期と採点実施の関係について、複数の幹事から

- ・ 8月下旬から9月上旬に試験を実施することになると、採点の時期が10月に入ってからになってしまい、大学の教員が採点を行うのは困難である
- ・ 大学の教員は、10月に入ると授業の実施等で採点が困難になるので、9月末には採点を終わられるというスケジュールでなければ、審査委員の引き受け手となる研究者はなかなか見つからないのではないかと
- ・ 司法試験は受験生の人生がかかった「重い試験」であり、採点を行う審査委員が、できるかぎり頭がクリアな状態で採点を行える状態にするべきだと思う。そのためには集中して採点を行える時期を確保しなければならず、大学の研究者については、講義や各種委員会等の業務が始まってしまっている10月以降に採点を行うことにならないようにすべきである
- ・ 臨時国会との関係で、連日連夜対応に追われる10月に法務省の審査委員が採点を行うのは現実的ではない

法務省の審査委員のことを考えれば、少なくとも、集中して採点だけを行える10日前後の期間を8月中に確保できるよう、お盆の頃には採点用答案を受け取れるようにする必要がある

7月中旬に試験を実施しても、採点用答案の受取が8月20日頃になってしまうということからすれば、もう少し前に実施するのが望ましいところである

- ・ 現場の裁判官の採点の実情は、期日の少ない夏期休廷期間に当たる7月下旬から8月中に、集中的に採点をしているというものである

夏期休廷期間というのは、基本的に法廷の期日が入っていない期間であるが、裁判官がこの期間に完全に休んでいるわけではなく、一般的には、複雑困難事件や大規模事件など、裁判期日のある期間では行えないような判決の起案や記録の

検討等に充てる時間とされているところである

夏期休廷期間は、各裁判所の裁判官会議で決めるものであるが、例えば、行政法の考査委員が所属している東京地裁の行政専門部では、7月20日頃から8月10日頃までを前期、8月10日頃から8月末までを後期として、前期・後期それぞれ2か部ずつ休廷期間を割り当て、空白期間により利用者に迷惑をかけることがないようにしているところである

現場の裁判官は、土日や休日にも判決起案を行うことが少なくなく、裁判の期日が入っている期間に十分な採点期間を確保することは困難であるから、採点期間は、現行試験のように、前期及び後期の夏期休廷期間とそれぞれ一部でも重なることが望ましく、仮にそれが難しいとしても、比較的期日の少ないお盆前後頃に採点ができるよう、遅くとも8月中旬頃までには採点用答案が手元に届く必要がある

採点期間が夏期休廷期間やお盆頃の時期に全く重ならないということになると、現場の裁判官が採点を行うことは非常に難しい

なお、現在、各庁の裁判官会議が7月20日頃から8月末頃までの間に夏期休廷期間を設定しているのは、一般的に、裁判の期日が入らないことによる影響をなるべく抑える観点から、企業や弁護士事務所、裁判事務に携わる方々が夏期休業期間を設定することの多い時期に合わせたものであり、これ以外の時期、例えば9月に夏期休廷期間を設定するという判断になることは想定し難い

十分な採点の時間を確保することは、質の高い厳正・公平な採点を行うために極めて重要であり、ひいては受験者の利益になるものであると考える

との意見が出された。

以上の意見交換を踏まえ、幹事からは、

- ・ 受験者の利益等のために法務省の考査委員や現場の裁判官が質の高い採点を行い得る期間に採点時期を設定しようとするなら、本来は6月下旬頃の実施が望ましく、それが難しくても、7月上旬か、遅くとも7月中旬には試験を実施する必要があるのではないか
- ・ いずれの法科大学院も同じ意見だと思うが、7月上旬というのは早過ぎるのではないか。実施体制が取れるのであれば、もう少し遅い時期が望ましい
- ・ 法科大学院として対応できるかできないかという問題と、そのような対応が適切かどうかという問題とは切り分けて考える必要がある。法科大学院としての教育の質を確保できるかどうかや教員の負担が過度なものにならないかどうかということも十分に考える必要があり、その上で、どのような工夫ができるかという観点から様々シミュレーションした結果、3年次前期の開始を1週間程度早めるということがあり得るのではないかと思われる

採点期間を短縮するなど、それぞれが工夫することで歩み寄ることができると思うし、法科大学院側の事情からは個人的には8月上旬案がよいと思うが、歩み寄るとしても7月上旬に司法試験を実施するのは、3年次前期の教育の質の確保の観点から困難と考える

- ・ 司法試験を夏頃に実施することとなれば、法科大学院の3年次後期の開講科目は、展開・先端科目や法律実務基礎科目といった、司法試験にとらわれない法科大学院らしい実務的・専門的なものとなり、そのことにより司法修習への円滑な

接続が図られることも期待されるというのが、立案時における法務省・文部科学省の想定である

- ・ 3年次後期に、司法試験にとらわれない、法科大学院らしい実務的・展開発展的な教育を行い、また、法科大学院と司法修習とのこれまで以上の円滑な接続が可能となるようにカリキュラムを工夫することができるという観点からも、また、在学中受験をして万が一不合格となった場合に、後期を休学するという選択肢が残されていれば、学生にとっても在学中受験にチャレンジしやすくなるし、3年次後期に合格者と不合格者が混在することによる講義への影響への工夫策の一つになり得るという観点からも、後期授業開始後、なるべく早い時期に司法試験の合格発表が行われることが望ましい

- ・ 合格発表の時期は、個人的にはあまり重要ではないと思うが、後期を休学して授業料を支払わなくて済むような救済を与えるべきと考え、休学届や授業料納付期限を見据えて合格発表の時期を決めるという意見もあり得るかもしれないなどの意見が出されたが、意見の集約には至らず、引き続き次回も試験の実施時期を絞り込むための議論を継続することとなった。

なお、最後に、司法試験実施時期に関連する事項として、司法修習の開始時期について議論がなされた。この点については、「司法修習を法科大学院の修了後直ちに開始することができればギャップタームの解消を図ることができる」というのが今般の法改正に当たっての立案当局の考えであったことを踏まえ、司法試験の実施時期として「7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃説」を採用した場合、修習生の採用手続に要する期間を考慮してもギャップタームの解消は理論的には十分実現可能であり、法科大学院の修了直後に司法修習を開始できるようにするのが相当であるとの意見で一致した。

その上で、幹事から、法曹有資格者の活動領域の拡大の状況や年度初めの社会における就職動向等も踏まえると、法曹養成プロセスの出口として、一般的な社会人のスタート時期である4月1日に法曹資格を持って社会に進出できるようにし、様々な分野においてより一層活躍できるようにすることが望ましいとの意見が出され、この点についても異論はなかった。他方、改正裁判所法の規律からすれば、在学中受験資格で司法試験を受験し、合格した者が司法修習生となるためには、その前提として、修習開始日より前に法科大学院を修了しておく必要があるところ、法科大学院の年度末のスケジュールとしては部局としての修了判定、学長の修了認定、修了日、修了式があることから、これらとの調整を上手く図る必要があるという意見や、文部科学省としては「修了日」と「修了式の日」とを切り離すことは大学の判断で可能であると考えているという意見、可能な限り法科大学院・学生の双方にとって負担をかけない方策につき検討する必要があるだろうといった意見が出された。

これを受け、①修習日程について、司法修習の実質的な内容を変更することなく全体の制度設計との調和を図るための方策、②合理的な司法修習生の採用要件の確認手続はどうあるべきか、③修了式に出席したいと考える学生に対してどのような配慮が可能か等について引き続き検討することとなった。

第5回幹事会についての報告は以上である。

引き続き、幹事全員の出席により、令和2年1月16日に開催された、第6回幹事会の協議内容について報告する。

第6回幹事会では、第5回幹事会と同じテーマにつき、引き続いて協議を行ったが、これに先立ち、令和元年12月26日に開催された司法試験委員会における、幹事会での検討に関する司法試験委員の御発言を紹介し、その共有を図った。

そして、協議の冒頭では、幹事から、法科大学院協会理事長名で法務省大臣官房人事課長及び文部科学省高等教育局専門教育課長宛てに令和2年1月14日付けの申入書が提出された旨及びその申入れ内容が

- ・ 法務省におかれましては、採点実施体制等の工夫により、できる限り司法試験実施全体にかかる日程を短縮するなどして、可能な限り、3年次の夏休み期間中に司法試験を実施するよう努力していただくこと
- ・ 文部科学省におかれましては、協会とも協力の上、全ての法科大学院がそれぞれの実情に応じ無理のない教育課程の見直しを行うことができるよう、柔軟なカリキュラムを組みやすい環境を整えるなど支援していただくこと

である旨の紹介がなされた。

この申入書の取扱いについて、幹事会においては、これまでも、申入書にあるような司法試験実施期間の短縮の可能性や法科大学院における3年次の教育への影響を含む様々な観点から検討を行ってきたところであるが、改めて法科大学院協会理事長名での申入れがなされたことを踏まえつつ、引き続き様々な観点から検討を進めることで、幹事の意見が一致した。

続いて、司法試験実施時期を更に絞り込むための協議が行われ、幹事からは、

- ・ ある大学の授業実施状況について、たまたま耳にする機会があった。一般的な一コマ90分授業の法科大学院では2単位の講義につき、15回（15週）の授業回数が必要であるが、その大学では、一コマ105分授業を実施している関係で、13回（13週）で完結するとのことであった。話を伺ったときには、共通到達度確認試験を未修者の進級判定に用いることが原則とされることとの関係で、1月の初旬に共通到達度確認試験が実施されるまでに1年次の授業を一通り終えるための手段として、一コマ105分授業の採用に興味を持ったのであるが、これを司法試験の実施時期との関係で捉え直すと、前期の授業を7月の中旬頃に終えるための手段と言えるように思う

もちろん、詰め込み教育にならないようにするための配慮は必要であるが、予習復習の指導をしっかりと行えば、それほど詰め込みということにならずに、前期授業の期間を短縮し得るのではないかという感じがする

- ・ クォーター制を採用していない法科大学院にも、一コマ105分授業を採用しているところがあり、前期の授業は13週で完結しているので、クォーター制の採用と105分授業の採用とは論理必然の関係にはないはずである
- ・ 法令上、前期の授業の回数が15回でなければならないということはなく、文部科学省としては運用の問題であると考えている
- ・ 公表されている数字を基に対比してみたところ、平成24年には5339人だった短答式試験の合格者数が令和元年には3287人と約2000人も減っているのに、この間、試験の実施から合格発表までの期間が全く変わっていないが、処理しなければならない答案の通数が大幅に減少しているのだから、相応に期間を短縮できないのか
- ・ 実は、事務局としても同様に考え、そういった観点からも縷々検討したが、そ

れでも短縮できないというのが前回説明したところである

だからといって、事務局としても、完全に諦めてしまったわけではなく、引き続き期間の短縮に向けた検討を続ける必要があると認識しているところだが、現時点では具体的な期間短縮の方策が見当たらないというのが実情である

- ・ 105分授業を採用しても、7月上旬に試験を実施するというのは、授業への影響が大きすぎて無理だと思う。試験の安定的・継続的な実施も非常に重要であると思っているが、他方において、法科大学院の前期授業への影響はできるだけ少ない方が良いと思っており、試験の実施に支障を及ぼさないということが確保されることを大前提とした上で、7月のなるべく遅い時期が望ましい
- ・ 個人的には、前期をクォーター的な運用とすることや授業期間を短縮することにより授業の質や学生の理解度を低下させる懸念があるし、大規模法科大学院においては教員数を増やすことが容易ではないという現状があり、教員の負担増につながる見直しには相応のハードルがあるということも意識する必要がある

また、在学中受験を選択しない未修者のことを考えると、3年次前期の授業を過度に詰め込むのは心配である

他方、105分授業とした場合の学生の負担という面では、現在でも学生のために授業を延長することがよくあることを考えれば、学生も十分耐えられるはずである。前期の授業を13回にして問題がないというのであれば、105分授業の採用について検討の余地はあると思うが、それでも7月上旬の実施は非常に困難であると思う

- ・ これまでの議論を整理すると、安定的・継続的な司法試験の実施という観点から言えば、実務家委員も含めた司法試験考査委員に、無理のない日程で質の高い採点を行ってもらうためには、7月上旬までに試験を実施し、遅くとも8月中旬頃から採点を開始するという日程が望ましいが、法科大学院の前期授業との関係からすれば、司法試験の7月上旬実施は難しいとの意見が多い

他方、8月に入ってから試験を実施すると高い確率で採点の開始が9月以降になり、国会対応や裁判の期日等の関係で、実務家委員の多くにおいて、責任を持って質の高い採点を実施することが極めて困難となる実情があるところ、安定的・継続的な試験の実施という観点からすれば、そのような時期の実施は現実的とは言えない

加えて、司法試験委員会において在学中受験を選択しない学生のことにも考慮すべきとの考え方を支持する有力な意見があるところ、試験の実施時期を遅らせれば遅らせるほど法科大学院修了後の受験を選択する者にとって法科大学院教育の成果が薄れていくことになることも併せて考える必要がある

これらの意見を重ね合わせると、少なくとも、司法試験の実施時期としては、7月の中旬から下旬にかけての時期ということで集約できるのではないかと

- ・ 法科大学院の前期授業のカリキュラムへの影響を少しでも小さくするという観点から、全ての法科大学院において比較的容易に対応できるのは7月下旬の実施だと思うが、試験の安定的・継続的な実施のことを考えれば、7月下旬に絞り込んでしまうことは危険であるように思う。令和5年の制度改正後初の司法試験実施までの間に、試験の実施から論文式答案採点開始までの期間の短縮のための努力をした上で、その結果を踏まえ、最終的には7月中旬から下旬の間で、司法試

験委員会に決めていただくということでやむを得ないとする

- ・ その前に確認したいが、前回の議論との関係で、3年次前期の授業を3月最終週から開始することは制度的に許されているのか
- ・ 法科大学院の設置基準上、修了に必要な単位数と標準的な修業年限は定めているが、学年制は採られていないので、法令上は可能である
- ・ 3年次前期の科目を2年次と3年次の間の春休みに行うというのは、現在でもエクスターンシップなどで既に行っている例があるし、後期の授業についても、9月に前倒して開講するというところを行った例がある

なお、前回、3年次前期の授業を前倒しできるという話をしたが、4月新規採用の教員については、前倒し授業を実施してもらうのは難しいということをお知らせしておく

また、他の法科大学院と連携して授業を実施しているというような場合には、授業の前倒しに当たって、連携先と協議する必要がある

- ・ 他にも、研究特論という年次をまたいで履修する科目もある

なお、授業開始を3月中に前倒しするとしても、どの程度前倒しできるのかについては悩ましい。1週間は確実にできると思われるものの、2週間前倒しするというところは、理論上は可能だが、実際には難しいと思う

クォーター制を全ての年次について完全に導入することには功罪があると考えている。例えば、1年次の授業についてクォーター制を導入してしまうと、理解が追いつかないうちに授業がどんどん進んでしまっていて大変なことになる可能性があるが、他方で、3年次前期の段階に至れば、ある程度インテンシブな授業を実施しても、学生にはついてこられる力があり、教育効果も十分見込めると考えている

- ・ 一コマ105分授業を採用して13週で前期授業を完結させることについては、窮屈を感じる法科大学院があるかもしれないと思っている

現状でも合格率が上がらなくて苦心している法科大学院がある中、現状の法科大学院の授業の実態を考えれば、本来は授業終了時期の前倒しは好ましくないと思っており、7月最終週辺りの試験実施がベストだと思っているが、他方で、試験の実施の観点も非常に重要だと思っており、両者の折り合いを考えれば一定の授業終了時期の前倒しはやむを得ないものと考えている。その上で、どこまで前倒しが可能かを考えると、7月中旬の試験実施が限度ではないかと思っているが、法科大学院としてどのような工夫ができるのかということ、大学側も真剣に検討する必要がある、法科大学院協会としてその点に関する検討の場を設けてはどうかと思う

- ・ 夏休みに司法試験を実施してほしいというのは、法科大学院教育に携わる者の本音であるが、司法試験実施の観点からそれが極めて困難であることを踏まえると、法科大学院としては何らかの工夫をしていかに授業への影響を最小限に抑えられるのかといったことを検討するしかない。その上で、最終的な試験の日程を決めるに当たっては、もし試験の実施から論文式答案採点開始までの期間の短縮ができるのであれば、その限度において、可能な限り7月の下旬の方に近づけてもらいたい

- ・ 本来、8月の実施が望ましいとは思っているものの、試験実施上困難であるということ踏まえると、今回の法改正の趣旨等を考え、また、地域適正配置の観点から、

全国の法科大学院の学生が十分に学修できる環境が必要であり、全ての法科大学院において無理のない実施時期を考えていただきたい。冒頭に紹介された法科大学院協会理事長名の申入書にもあるように、①文部科学省において、全ての法科大学院がそれぞれの実情に応じ無理のない教育課程の見直しを行うことができるよう、柔軟なカリキュラムを組みやすい環境を整えるなど支援していただき、法科大学院の先生方においても様々に工夫をしながらカリキュラムを組めるのであれば、また、②司法試験委員会においては、司法試験実施期間の短縮について真剣に検討し、できるだけ遅い時期での実施を考えていただけるのであれば、これ以上、7月中旬から下旬にかけての時期に実施するという取りまとめに反対することはしない

- ・ 文部科学省としては、法科大学院協会理事長名での申入れを真摯に受け止めていきたいと考えている。司法試験の実施時期については、幹事会において、複数の考慮要素を総合的に検討してきたところ、法科大学院教育への影響をできるだけ少なくするよう工夫する必要があると考えている。そして、申入書にあるような「柔軟なカリキュラムを組みやすい環境」の整備については、司法試験の実施時期がどのような結論になるかにかかわらず、時期の決定がなされた後に、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会で御審議いただくなどして、例えば、学事暦のパターンを複数例示したり、他の法科大学院の授業の履修や先取り履修の際の授業の開設方法について採り得る選択肢を整理することが必要であろうと考えているが、どの選択肢を採用するかはそれぞれの法科大学院の判断によるものなので、スムーズに判断ができるよう、選択肢の御説明をしたいと考えている

試験の実施時期が夏頃のいずれの時期に決まったとしても、各法科大学院がそれぞれに学事暦の見直しを検討することはどうしても避けられないと考えているので、それぞれの実情に応じて円滑に教育課程の見直しを行えるよう、文部科学省としても法科大学院協会と協力し合いながら丁寧に対応していきたい

また、繰り返しであるが、法科大学院における準備の都合があるので、幹事会の検討を経て司法試験委員会で司法試験実施時期について一定の結論が出た場合には、司法試験委員会議事概要の速やかな公表について御配慮いただきたい

- ・ 法科大学院における準備の便宜を考えれば、「夏頃説」、すなわち、司法試験委員会において了承された「7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃説」では期間の幅が広すぎるであろうということから、幹事会で更に時期を絞ろうとしているのであり、幹事会の報告を受けて司法試験委員会においても同様に「夏頃説」から更に絞った実施時期を示せば、それを受けて法科大学院での準備が速やかに始まるものと認識している

その意味で、それぞれの立場や考え方の違いはあるものの、必要な議論を尽くした上で可能な限り早期に成案を得ることが重要である。これまでの議論を踏まえた上でどこまで幅を絞り込めるかを考えた際に、7月中旬から下旬までの時期に司法試験を実施するのが相当であるという範囲では反対者がいないというところまで整理されたのではないかと

といった意見が出され、「7月中旬から下旬までの時期に司法試験を実施するのが相当」との点について異論は出なかった。続いて、幹事から、

- ・ 更に、7月の中旬と下旬のいずれが相当かまで詰めることは、法科大学院におけるカリキュラムの見直しという観点及び司法試験の実施に要する期間の見直しという観点の両者において将来の検討に係る不確定要素が存在することなどから、容易ではないように思うが、仮に、「7月の中旬から下旬にかけての時期に実施するのが相当」というところでまとまった場合、幹事会のこれまでの議論と切り離して結論のみを受け止めた法科大学院が、7月下旬の実施を見込んで準備をするようなこともあり得るのではないかと思われるところ、繰り返し御説明しているとおりの、試験の実施から論文式答案採点開始までの期間の短縮が実現できず、現状のままのスケジュールとなった場合、試験実施の確実性・正確性を確保する観点からすれば、7月中旬より後に司法試験を実施することは現実的ではないというのが実情である。結果として試験の実施から論文式答案採点開始までの期間の短縮が実現できずに7月中旬実施に決まったときに、そのような法科大学院が大きく混乱し、ひいては学生に不利益となるのではないかということが非常に懸念されるが、この点をどのように解消できるか
- ・ 「中旬から下旬」と言われれば、法科大学院としては、いかなる状況にも対応できるようにするという観点から、普通、最も早い時期となることを想定し、中旬（11日から20日頃の間）を前提として準備するのではないか
- ・ 中旬か下旬かに質的な違いはないのではないかと思うが、仮に、司法試験委員会においても「7月中旬から下旬までの間の時期に実施することが相当」との結論に達した場合には、それを受けて、法科大学院協会としても「決めつけることなく、7月中旬の実施、下旬の実施のいずれもあり得るという前提でお考えいただきたい」というアナウンスをすることはできると思う
- ・ 文部科学省としては、学事暦等を考えれば7月下旬実施の可能性を排除するような取りまとめとならないようにしていただきたいが、いずれにしても、法務省も法科大学院協会と協力して、法科大学院に対して、決定経緯を含めた丁寧な説明を行うことも必要なのではないかと考えている
- ・ 裁判所としては、7月中旬から下旬の時期という取りまとめに異存はない。もっとも、法科大学院教育への影響という観点も十分に理解しているものの、遅くとも夏期休延期間中の8月20日頃までに採点を開始できなければ、現場の裁判官としては、責任を持って質の高い採点を実施することが難しくなるという点も十分に考慮していただきたい
- ・ 幹事会でこれだけの議論を重ねてきて、概ね意見は出尽くしたように思う
それを集約すれば、法改正の趣旨を全うし、法曹志望者の増加を実現するには、今後とも、法務省、文部科学省、法科大学院、裁判所、司法研修所、弁護士会等の各関係者が引き続き努力をしていく必要があるというメッセージを、何らかの方法で明確に打ち出す必要があると考える
そして、7月中旬から下旬ということで取りまとめるとすれば、各関係者において、7月中旬実施の可能性も下旬実施の可能性も排除せずに、それぞれが努力をしていくということが必要であろう
- ・ 法科大学院教育への影響を考えれば、7月中旬から下旬の中でもできるだけ遅い時期での実施という意見が出ているところ、それも理解できるが、やはり、司法試験の安定的・継続的な実施という観点に加え、法科大学院修了後の受験を選

択すると考えられる学生の視点も考慮すれば、7月中旬のできるだけ早い方がいいという要請があることも十分に考慮すべきである

また、法科大学院教育についても、3年次後期への影響をより小さくするという観点や、後期の授業料納付期限との関係で学生の選択肢をできるだけ確保するような配慮という観点からすれば、7月中下旬の中でもできるだけ早い時期に試験を実施した方がよいということも考慮していただきたいと思う

- ・ 後期の授業料納付期限との関係で合格発表をできるだけ早くするというのの一つのファクターであると考えているが、この点を考慮するとしても、採点期間の短縮を含めた、司法試験実施から合格発表までに要する期間全体の短縮という観点も含めて検討していただきたい

といった意見が出された上、司法試験の実施時期については、幹事会で出された様々な意見を踏まえた上で司法試験委員会において最終的に決定されることであるが、「7月中旬から下旬までの間の時期に実施するのが相当」ということで幹事の意見が一致した。

続いて、司法試験の実施時期に密接に関連する問題として、前回の幹事会に引き続き、ギャップタームを解消するための司法修習の開始時期の見直しについて議論がなされた。この点については、まず、幹事から、前回の議論を踏まえて、最高裁において以下のような検討状況にあることが報告された。

- ・ 全体の制度設計との調和を図るという観点から、各大学における修了日や修了手続の実情を踏まえつつ、実質的に現在と同程度の修習日数を維持・確保することを前提として、修習日程や手続を合理化することなどを鋭意検討している
- ・ 在学中受験資格による合格者が法科大学院を修了したことを確認するための方法については、大学側の負担を考慮し、研究科等による修了判定が終わり、修了できることがほぼ確実となった段階で各大学から最高裁に対して修了予定の有無を通知していただくというスキームを考えている
- ・ 学位授与式については、必ずしも日程を見直していただく必要はなく、現状の日程を前提とした上で、司法修習開始後の学位授与式への参加を理由とする欠席を正当な理由によるものとして承認するという方向で柔軟に対応したいと考えている。欠席を認めることとした場合のフォロー体制についてもカリキュラムに応じて慎重に検討する必要があるが、いずれにしても、司法修習生が学位授与式への参加を理由とする欠席により不利益を受けることのないよう、適切に対応したいと考えている

その上で、幹事から、法曹養成プロセスの出口として、司法修習を終えた者が一般的な社会人のスタート時期である4月1日に法曹資格を持って社会に進出できるようにするための方策として、具体的な修習開始日は年によって異なり得ることを前提として、毎年3月20日前後に司法修習を開始することが相当ではないかとの提案がなされた。具体的には、最も早い年で3月19日に司法修習を開始することが想定され、この場合、在学中受験資格での合格者については3月18日までに法科大学院を修了する必要があるとのことであつたが、修了日等を変更する必要がある大学に対しては最高裁として適切に対応したいと考えているとのことであり、この点について異論は全くなかった。

これを受けて、幹事からは、いずれにしても大学側に一定の負荷がかかることを踏

まえ、文部科学省としては、最高裁や法務省から各法科大学院に対して丁寧に説明やお願いをしていただきたいと考えているとの意見が述べられた。

以上の議論を踏まえ、司法修習の開始時期については毎年3月20日頃とするのが相当であり、法科大学院の修了日については、令和5年度の修了者からは遅くとも3月18日とすることが相当であるということで幹事全員のコンセンサスが得られた。

第6回幹事会についての報告は以上である。

- 幹事による報告内容を踏まえて、司法試験の実施時期について、次回の司法試験委員会において協議することとなった。その際、委員から、文部科学省において、法科大学院協会とも協力の上、全ての法科大学院がそれぞれの実情に応じ無理のない教育課程の見直しを行うことができるよう、柔軟なカリキュラムを組みやすい環境を整えるなどの支援を行うことは重要であるとの意見が述べられた。また、別の委員から、司法修習の開始時期に関し、法科大学院修了後に司法試験を受験する者にとっては、3月に司法修習を開始したとしても現在よりもギャップタームが広がることに留意する必要があるとの意見が述べられた。

(7) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和2年2月26日（水）に開催することが確認された。
(以上)